

令和7年度 姉妹都市マスタートン青少年派遣事業応募要領

1 派遣の目的

- (1) 本市と姉妹都市であるマスタートンを知り、交流を発展させること。
- (2) 現地の人々との交流などを通じて外国語や他国の文化に触れることで国際的な視野を広げ、異文化・自国文化への理解を深めること。
- (3) 帰国後も本市で行われる国際交流活動などに積極的に参加し、国際社会に対応した地域づくりを担う力を養うこと。

2 派遣先

ニュージーランド・マスタートンとその周辺地域

3 派遣期間（予定）

令和7年8月4日（月）から8月11日（月・祝日）（現地5泊のうちホームステイ2泊程度）

※派遣先の受入状況等により、多少前後する場合があります。

4 主な活動内容

【事前・事後研修】

事前に研修会を行い両市についての理解を深めます。帰国後は、現地訪問を通じて学んだことなどを発表する報告会を開催します。

※研修テーマ例：ニュージーランド・マスタートンの概要、廿日市市の産業・文化、英会話

【派遣中】

現地の人々との交流や派遣国の文化を体感する活動に加え、本市の紹介などを行います。

※活動例：学校への訪問・交流、博物館など文化・芸術施設の見学、現地企業などへの訪問

5 派遣人数

5人

6 応募資格

次の要件をすべて満たしている方

- (1) 廿日市市在住で令和7年度中に13歳～24歳になる方
（2001年（平成13年）4月2日～2013年（平成25年）4月1日生まれの方）
 - (2) 心身が健康で、旅行期間中、自身の健康管理および規律ある行動ができる方
 - (3) 保護者の承諾を得ている方
 - (4) 事前研修および帰国後の報告会などに原則すべて参加できる方（報告書作成を含む）
 - (5) 国際交流や派遣国に関心と理解を示し、意欲的に取り組むことができる方
 - (6) 帰国後も、本市において国際交流に関する諸活動に積極的に企画・参加できる方
 - (7) 次年度以降の姉妹都市事業の支援および類似事業への参加などができる方（※）
 - (8) 過去に本市を含む地方公共団体が行う海外派遣事業に参加したことがない方
- （※）本事業参加経験者として「（仮称）経験者の会」に所属し、本事業の支援などをさせていただきます。また、翌年度以降のホームステイの受入（1回程度）をお願いする場合があります。

7 参加費用

約17万円

※この派遣に要する経費から本市が負担する額を除いた金額を負担していただきます。

※運賃改定等により、参加費用が増減する場合があります。

※海外旅行傷害保険費用、旅券（パスポート）取得費用、自由時間の飲食代、電話代、超過手荷物料金及び疾病又は傷害の治療費用、その他個人的に必要な経費は、別途自己負担となります。

※事前・事後研修の参加に伴う交通費等は自己負担となります。

8 応募方法

「令和7年度姉妹都市マスタートーン青少年派遣事業応募要領」を確認の上、次の書類を廿日市市国際交流協会事務局（業務受託者）へ持参または郵送にて提出してください。

（1）提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ レポート（様式2）

（2）申込・お問い合わせ先

廿日市市国際交流協会（〒738-0014 廿日市市住吉二丁目2-16 廿日市市市民活動センター内）
電話：0829-20-0116

（3）応募期間

令和7年2月5日（水）～2月25日（火） 17時まで【必着】

※お問い合わせおよび持参される場合の受付時間は、火曜日～土曜日の9時～17時です。

（日曜日、月曜日および祝休日は受付しておりません。）

※郵送でのお申し込みの場合も、必ず応募期間内に届くよう提出してください。

9 選考方法

（1）1次審査（書類選考）

提出された「レポート」により審査を行います。結果については令和7年3月7日（金）15時までに、メールで通知します。

（2）2次審査（面接）

1次審査合格者のみ面接審査を実施します。（面接予定日：令和7年3月16日（日））面接会場、開始時間などについては別途、お知らせします。

※選考内容については個別にお答えできません。

※海外渡航に支障がないことを確認するため、持病がある場合には医師の診断書を提出していただく場合があります。

※決定後に派遣者として不適当と認められる行為または事実が確認された場合には、出発の前後を問わず、派遣の資格を取り消すことがあります。

10 事前・事後研修等

派遣前には、派遣の目的、内容、本市と派遣国の実情などの理解を深め、派遣者としての心構えを学ぶための事前研修などを6回（時期：5月上旬～7月中旬頃 頻度：月2回）程度、帰国後は派遣の成果を確認するための報告会などを3回（時期：8月下旬～10月下旬頃 頻度：月1回）程度、実施する予定です。

やむを得ない場合を除き、原則、すべての研修に出席することが派遣の条件です。相談なく研修を欠席された場合、派遣の取り消しとなることがあります。あらかじめご了承ください。

※土曜日または日曜日の日中に、廿日市市市民活動センター（廿日市市住吉二丁目2-16）で実施予定です。

11 次年度以降の活動について

派遣事業のOB・OG会「（仮称）経験者の会」へ加入し、次年度以降の事前・事後の研修への協力や報告会への参加など、次回の派遣事業の支援をしていただきます。また、本市で行われる国際交流事業への積極的な参加・協力もお願いします。

12 主催

廿日市市（業務受託者：廿日市市国際交流協会）